

ら小た。斯くて「協調會は勞資の協調に最も必要を、
して自ら其の事業の一として標榜せる勞働争議の仲裁和
解に對して極めて消極的態度を保持するものであることを
天下に曝露するに至つた」との批評をすら招いた。斯く
の如く消極的態度を採つたこと或は採らざるを得なかつ
たといふ事實のうちには、創立間もない本會の活動に關し
て當事者間にすら必かりし意見の一致を見が、更に現實
と理想との背馳に關して協調會運動に一つの障壁を認め
ざるを得なかつたと見るべきであらう。本會の目的は第
一に社會政策の研究及び實行、第二に勞働問題の調停、
第三に資本家及び勞働者の教育にあつたが、前記の如く
社會政策の調査研究及びその普及教育の方面に於ては着
々その事業を整備して行つたに拘らば、實際問題に就て

は必かりし充分であつたとは見られなかつた。

(註) 大原社會問題研究所編「日本勞働年鑑」大正十
年版二四三頁

斯くて、創立後數個月にして、第二回國際勞働會議政
府代表は任命せられたるを機會に常務理事松岡均平氏が調
査部長の職を大正九年四月十二日を以つて辞任したる後
幾許もなく、同氏の辞任後は事業部長としてまた調査部
長を兼任して一人奮闘を續けてきた桑田熊藏氏も亦同年
十月八日には常務理事の職を辞せられたるを得なかつた。そ
れと同時に、庶務部長たりし谷口留五郎氏も常務理事の
職を退いた。

第二節 建設期